

○根室市水道事業給水条例施行規程

平成18年4月1日上下水道管理規程第15号

改正

平成20年3月31日上下水管規程第2号

平成26年3月31日上下水管規程第3号

平成28年3月31日上下水管規程第1号

平成29年3月31日上下水管規程第1号

平成31年3月31日上下水管規程第2号

平成31年4月26日上下水管規程第6号

令和元年9月27日上下水管規程第2号

令和2年3月25日上下水管規程第2号

根室市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 根室市水道事業給水条例（昭和34年根室市条例第41号。以下「条例」という。）の施行その他については別に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(給水装置の新設等の申込)

第2条 条例第5条の規定による給水装置工事の申込みをしようとする者は給水装置工事申込書（第1号様式）、給水装置工事設計書（第3号様式）、給水装置工事設計図Ⅰ（第15号様式）及び給水装置工事設計図Ⅱ（第16号様式）をもってするものとする。ただし、管理者が施行する修繕の場合は、水道施設修繕申込書（第2号様式）によるものとする。

(同意書等の提出)

第3条 給水装置工事の申込者は次の各号の一に該当する場合は、当該土地若しくは家屋又は当該給水装置の所有者の承諾書又はこれに代るものを提出しなければならない。

(1) 他人の土地又は家屋内に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐して給水を受けようとするとき。

(給水装置工事の完了報告)

第4条 指定給水装置工事事業者は工事が完了したときは、給水装置工事竣工届（第17号様式）、給水装置工事完成図（第16号様式）を提出しなければならない。

(工事変更等の届出)

第5条 給水装置工事の申込みをした者がその申込みの内容を変更しようとするときは、直

ちに管理者に届けなければならない。

2 給水装置工事の申込みをした者でその申込みを取消し又は工事の中止をしようとするときは、給水装置工事申込取消（工事中止）届（第4号様式）を直ちに管理者に提出しなければならない。

（構造及び材質の基準）

第6条 給水装置の構造及び材質の基準は水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条及び次の各号に掲げるところによる。

（1）配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の材質は十分な強度、耐久性及び水密性を有し、かつ水道水が汚染されるおそれのないものであって、管理者の定めるものであること。

（2）配水管の水圧が不足する個所又は高層建築及び一時に多量の水を使用する個所はタンク式給水によること。

（3）水道メーターは計量法（昭和26年法律第207号）の定めるところによるものとし管理者が設置したものであること。

（4）水道メーターは給水管と同口径のものをを使用することを原則とする。

（材料の確認）

第7条 給水装置工事に使用する材料が水道法施行令第4条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していることを確認するために、証明可能な書類等を給水装置工事申込み時に提出しなければならない。

（工事費の算出）

第8条 条例第8条に規定する工事費の算出については、本市給水工事設計基準によるものとする。

（工事費概算額の納付）

第9条 条例第9条第1項に規定する工事費概算額は管理者が指定する日までに納入しなければならない。

（工事費の精算）

第10条 条例第9条第2項の規定による工事費の精算において過不足があるとき、その額が100円に満たない場合は、これを還付又は徴収しないことができる。

（工事費の分納）

第11条 条例第9条の2の規定による工事概算額の分納をしようとする者は給水装置工事費

分納申請書（第5号様式）を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の分納申請書には、保証人2人をつけなければならない。
- 3 工事費の分納は6カ月以内としこの場合その月の残額の100分の1に相当する額をその月の分納額に加算する。
- 4 前項の加算額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
- 5 第1項の規定により承認を得たものは、給水工事費分納証書（第6号様式）を提出しなければならない。

（給水の申込）

第12条 条例第12条に規定する給水の申込みは、水道使用変更届（第8号様式）の提出をもって行うものとする。

（給水装置の所有者の代理人）

第13条 条例第13条の規定により代理人を選定したとき又はこれを変更したときは給水装置代理人選定（変更）届（第7号様式）により管理者に届出なければならない。

（管理人の選定）

第14条 条例第14条の規定により管理人を選定したとき又は変更したときは給水装置管理人選定（変更）届（第7号様式）により管理者に届出なければならない。

（水道使用、中止、変更等の届出）

第15条 条例第17条の規定による届出の様式は次の各号に定めるところによる。

- （1）給水装置の使用を開始（廃止又は中止）しようとするとき、使用者に住所氏名の変更があったとき、及び料率の異なる用途に使用するとき 第8号様式
- （2）消火栓を消火演習又はその他の用に使用するとき 第9号様式
- （3）給水装置の所有者に変更があったとき 第10号様式
- （4）給水装置を消火に使用したとき 第11号様式

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の基準及び検査）

第16条 条例第20条の3第2項に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるものとする。

- （1）水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- （2）水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- （3）給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態による供給する水に異常を認めるときは、法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成4年厚生省令

第69号) の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第20条の3第2項に規定する検査は、水質及び水槽等について、定期に行うこととする。

3 検査の方法その他必要な事項については、管理者が別に定める。

(種別の分類)

第17条 条例第22条の規定による料金表の専用給水装置の分類は、別表1のとおりとする。

2 前項の基準に基づき管理者において種別の変更を行った場合は給水装置用途変更認定通知書(第12号様式)により水道使用者に通知するものとする。

(メーターの維持管理費)

第18条 条例第16条第2項の水道メーターの維持管理、同条第3項の費用の負担区分は管理者が別に定める。

(使用水量の認定基準)

第19条 条例第25条の規定による使用水量の認定は次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異状があったときはメーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により異状があった期間の使用水量を認定する。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に使用したときは、使用日数、使用者の業態その他を考慮して用途別に認定する。

(3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、使用水量を認定する月の前2ヶ月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。

(料金納入後の過不足精算)

第20条 料金納入後その料金の算定に誤りがあったときは、翌月分の料金徴収のときに過不足分を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し又は中止した者の料金については速やかに精算する。

(警告指示)

第21条 管理者が管理上の必要によって発する警告又は指示は給水装置保全に関する措置命令書(第13号様式)により行う。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 前項の警告又は指示により措置に要した経費については水道使用者等の負担とする。

(給水停止通告)

第22条 条例第33条の規定による給水の停止は給水停止通知書（第14号様式）を交付して行うものとする。

(私設消火栓使用)

第23条 条例第18条第3項の規定により料金を算定する場合は、次の各号により算定する。

(1) 私設消火栓の使用水量がメーターの計量水量となるものは、給水装置の用途区分の料金により算定する。

(2) 私設消火栓の使用水量がメーターの計量水量とならないものは、料金表その他の金額により算定する。

2 市長は、条例第35条の規定により過料を科する場合は、同条第3号にかかわる事項について次に定める私設消火栓を対象から除くことができる。

(1) 私設消火栓の使用水量がメーターの計量水量となる給水装置

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に廃止前の根室市水道事業給水条例施行規程（昭和55年根室市水道事業管理規程第15号）の規定によりなされた承認その他の処分又は申請、届出その他の手続はこの規程の相当規定によりなされた承認その他の処分又は申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成20年3月31日上下水管規程第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日上下水管規程第3号）

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日上下水管規程第1号）

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日上下水管規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日上下水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月分として調定する水道料金から適用する。

附 則（平成31年4月26日上下水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日上下水管規程第2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日上下水管規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

用途別	内容
家事用	(1)一般家事の用に供するもの (2)地域の町会活動（自治活動）に使用される会館及び集会所
業務用	(1)官公署、会社その他の団体及び営業又は営業に附随して使用するもの （貸間業、会社事務所等、病院・医院、小売販売業、製造販売業、車両 関連業、石油販売業、卸売業、小規模水産加工業、運輸業、クリーニング業、旅館業、飲食業、製材・製函業、理容・美容業、娯楽業、造船 業、鉄工業、漁網製造業、官公庁、公立学校、専門学校、社団法人等、 魚市場・荷捌場、その他これに類するもの） (2)他の用途に属さないもの
浴場用	(1)公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定に基づく公衆浴場として設 立の認められている一般公衆浴場に使用するもの
工業用	(1)水産加工、製氷その他の製造工場で使用するもの（缶詰工場、製氷工 場、冷凍・冷蔵業、水産加工業、水産飼肥料製造業、生コンクリート、 その他これに類するもの）
営農用	(1)農業で使用するもの